

和解について（港湾局関係）

執行文付与等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪市 被告 株式会社コートク 利害関係人 栄伸開発 株式会社 2 大阪地方裁判所 平成29年(ワ)第9788号 執行文付与等請求事件	本市は、大正区鶴町4丁目12番5の市有地（以下「本件土地」という。）を不法に占有して建物（以下「本件建物」という。）を所有する被告に対して、建物収去土地明渡し等を求める訴えを提起し、平成26年3月5日に被告と和解をしたところ、被告が、同和解に係る調書に記載された建物収去土地明渡しの義務を履行しないため、主位的に同調書への執行文の付与を求めるとともに、被告に対し、予備的に建物収去土地明渡しを求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

第2 和解の要旨

- 1 被告は、利害関係人に対し、本件建物並びに本件建物内及び本件土地に存する工作物、動産その他一切のものを譲渡し、本件建物の譲渡に係る所有権移転登記手続を行う。
- 2 本市及び利害関係人は、本件土地を含む3,952.70平方メートルの市有地（以下「本件契約対象土地」という。）について、賃料を1か月につき金976,316円とし、賃貸借期間を10年間として、事業用定期借地権を設定する賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結する。ただし、本市は、前項の所有権移転登記手続が終了した日から2年を経過する日までの間は、本件賃貸借契約に係る賃料を免除する。
- 3 利害関係人は、自らの負担において本件建物及び本件土地に置かれている産業廃棄物を適法に本件契約対象土地の外へ搬出して処分し、当該産業廃棄物の搬出

及び処分が完了した旨の本市の確認を受ける。

- 4 本市は、利害関係人が前項の本市の確認を受けることを停止条件として、利害関係人に対し、本件契約対象土地を金290,128,180円で売却する。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

執行文付与等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。